9月8日　第8回「新潟地域合併問題協議会」開催
合併後の「農業委員会の取扱い」について
その調整方針が決定されました

本村においては、この市町村合併を推進するため、6月開催の第6回協議会から正式に参加し、これまで関係市町村との合併協議を行ってきました。そして、その協議内容などについては、広報いわむろや市町村合併情報チラシなどで随時、お知らせしてきましたが、この協議会も今回で第8回目となり、いよいよその協議内容は大詰めを迎えています。

そこで今月号では、第8回「新潟地域合併問題協議会」で協議された内容についてお知らせします。

今回、新たに承認された行政制度・事務事業の調整方針案について

●「農業委員会の取扱い」について

「農業委員会」は、農地の権利移動や転用、農業経営合理化のための農業振興計画の企画・推進など、農業に関する広範囲な事項にわたる業務を取り扱っていることから、大変重要な組織であると言えます。

そして、現行の制度では、関係市町村ごとに1委員会ずつ設けられています。

この「農業委員会」の合併後の取扱いについては、これまでに、関係市町村の農業委員会との間で協議と検討を重ねてきました。その結果、今回の協議会では以下（右下）のとおりの調整方針案が提示され、その確認が行われました。

なお、この調整方針案にあるそれぞれの区域割やその委員定数については、関係市町村の合併後の農地面積や農家数等の見地から十分な検討が行われ、提案されたものです。

ただし、各区域の委員構成や部会構成など、その運営に係る詳細な内容等については、今後さらに綿密な検討を加えていくことになります。

●「精神障害者医療費助成事業」について

「住民生活に密接に係わる行政サービス」として選定し、協議を行ってきた227項目の事業のうち、これまでに225項目の「調整方針案」について合意が行われてきました。

そして、今回は、引き続いて「保健福祉」の分野から**「精神障害者医療費助成事業」（精神障害者やその家族などに対し、医療費等の自己負担の軽減を図るためその一部を助成する事業）**についての「調整方針案」が報告された後、関係市町村での協議が行われ、承認されました。

本村における調整方針案としては、**「合併後ただちに統一をすると、住民生活に影響をもたらすと思われることから、一定期間経過措置を設ける」**こととしました。このことにより、当分の間は現行のままとすることになりますが、今後、新市全体で検討を加えながら、制度の統一に向けて協議していくことになります。

なお、最後の協議事項である「国民健康保険料率・納期等の状況」については、次回開催の協議会で調整方針案が示され、協議される予定となっています。

今回の協議会で提案された議題は以上ですが、その他には「地域審議会」について、最近合併をした市町村並びに近々合併が正式予定となっている市町村（阿賀野市など8市町村）の先行事例と「政令指定都市」の概要についての2点が報告されました。

【農業委員会の取扱調整方針案】

農業委員会については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項及び第3項の規定（農業委員会の委員の任期等に関する特例）を適用し、現在各市町村に設置されている農業委員会の区域及び選挙による委員の定数を以下のとおりとして、4農業委員会を設置する。

- ■新潟市農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を30人とする。
- ■新津市農業委員会、小須戸町農業委員会、横越町農業委員会及び亀田町農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を30人とする。
- ■豊栄市農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を13人とする。
- **■白根市農業委員会、岩室村農業委員会、西川町農業委員会、味方村農業委員会、潟東村農業委員会、月潟村農業委員会及び中之口村農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を40人とする。**

ただし、各農業委員会の区域については、合併後の状況により再編、見直しを図る。

「地域審議会」にはどのような役割があるのでしょうか

「地域審議会」の取扱いについては、既に開催された第6回協議会で**「新潟市を除く12市町村に設置する」**とする調整方針案が示され、関係市町村の合意がなされていますが、それでは、この**「地域審議会」とは、合併後の新市においてどのような役割を担う組織**なのかその概要をご説明いたします。

皆さんの中には、合併すると行政の区域が拡大することによって、住民と行政との距離が遠くなり、住民の意見が届きにくくなるのではないか、そして周辺部だけが取り残されてしまうのではないかというご意見を抱く方がいるかもしれません。

そこで、皆さんからの行政に対するご意見やご要望を十分に反映させる方法として、平成11年の合併特例法の改正により、「地域審議会」という制度が設けられることになりました。

この「地域審議会」は、旧市町村の区域を一つの単位として設置されることになります。そして、その審議会では常に旧市町村の区域の立場に立ち、**地元の皆さんからのご意見、ご要望などをお聞きしながら、十分にその内容が行政に反映されているかどうかを審議し、必要に応じて市長に対し意見を述べることができます。**一般的には、その審議される内容としては、新市における「合併建設計画」の執行や変更、「基本構想」や「各種計画」の作成や変更などに関することが挙げられます。

現在、「新潟地域合併問題協議会」においては、新市の将来ビジョンを示す「合併建設計画」の策定が進められています。したがって、合併後、本構想」や「各種計画」の作成や変更などに関することが挙げられます。

現在、「新潟地域合併問題協議会」においては、新市の将来ビジョンを示す「合併建設計画」の策定が進められています。したがって、合併後、具体的にこれらの計画を進めていく段階で、旧市町村民の声がまちづくりに反映されているかどうか、それぞれの地域で格差のないバランスが取れたまちづくりが行われているかなど、この「地域審議会」を通して、私たち自身の視点で十分にチェックを行っていくことも可能となります。

なお、この「地域審議会」の設置期間や取り扱う事務内容、組織の構成や任期などの具体的な内容については、まだ決定されていませんが、今後、それぞれの地域の実情を十分に考慮しながら、次回以降の協議会で提案、協議されていくことになります。

「政令指定都市」の概要について

この「新潟地域合併問題協議会」では、関係13市町村がお互いに力を合わせ、日本海側としては初めてとなる「政令指定都市」の実現を目指し、大きな一歩を踏みだそうとしています。そして、今回の協議会では、この「政令指定都市」について、これまでに指定を受けた各都市のさまざまな事例が事務局より報告されました。

ところで、「政令指定都市」になると、その制度にはどのような変化があるのでしょうか。「政令指定都市」には一般の市とは異なり、大都市としてさまざまな「特例」が認められることにより、より身近できめ細かいサービスが受けられるようになるなど、私たちの生活をいまよりも快適にし、そして利便性の向上が図られるさまざまなメリットが生まれます。

以上が政令指定都市に関して報告された概要です。そして、これまでに未協議となっていた「地方税」や「特別職」の取扱い、「国民健康保険料率・納期等の状況」、「地域審議会」などについては、次回の協議会で話し合われることになります。

【政令指定都市のメリット】

●区役所の設置

政令指定都市になると、市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの区には「区役所」が開設されます。**区の具体的な事務内容は、政令指定都市がそれぞれの判断で決めることになりますが、既存の政令指定都市では窓口業務や保健福祉事業など日常生活に密着した事務**などが行われています。

●市民サービスの向上

県が行っている事務のうち、市内にある一般国道・県道の管理や児童相談所の設置など**市民生活に関わりの深い事務が、県から政令指定都市に委譲され、直接処理できるようになることから、市民の行政ニーズに的確に対応した行政を進める**ことができるようになります。

●まちづくりのための財源増加

政令指定都市は、大都市にふさわしい財政上の特例が認められています。

例えば、**新たに交付・譲与される財源（石油ガス譲与税など）や一般の市の基準と比べて増額される財源（地方道路譲与税など）といった特例が認められているほか、地方交付税については、県からの事務移譲や区の設置などに伴う新たな財政需要に対応するために一般の市とは別の基準で算定され、増加する**ことが見込まれます。

●都市イメージの向上

政令指定都市になると、全国的に認知度が高まり、都市のイメージがアップします。その結果、**人・もの・情報の交流が進み、都市の拠点性が高まり、民間投資・企業誘致の活性化や雇用機会の創出、都市型産業の集積、国・県の重要プロジェクト・国際的イベントの誘致など更なる発展**が期待できます。

これまでに開催された協議会の会議録や資料については**「協議会ホームページ」**で一般公開されていますので、ぜひご覧ください。

「新潟地域合併問題協議会」
事務局（新潟市役所内）
ホームページ
http://www.niigatachiiki-gappei.jp/